

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 30 日 現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21530053

研究課題名（和文）：雇用政策法／労働市場法制を構成する関連諸法の整合有効化の法技術

研究課題名（英文）：The Legal technique of the adjusting & validating some rules or the regulation related the employment policy or the labor market law.

研究代表者：紺屋 博昭 (KONYA HIROAKI) 鹿児島大学・大学院司法政策研究科・准教授

研究者番号：30344584

研究成果の概要（和文）：

雇用政策法／労働市場法制を構成する〈雇用創出の法〉〈就業支援の法〉そして〈雇用安定の法〉を想定する。これらの法が連携し効果を発揮するよう計画・立法され、総合的かつ相互協調的に運用されることで多くの雇用が創出され、求職者の就業が効果的にサポートされ、創出された雇用機会を充足する就業者の雇用関係が始まり、持続・安定に至る。

雇用政策法／労働市場法制を広く構成する関連諸法の連携、協調、そして有効化のための法技術を探り、以下に詳述する技術向上の手掛かりを得た。

研究成果の概要（英文）：

This project aimed to develop new constitutions of an employment policy and a labor market. It draws up “the law of employment creations” and “the law of employment supports.” We planned to constitute these laws affected citizens practically for the cooperation with all agents of these employment supports. We examined the cooperation, effectiveness and the techniques of the law for the constitution of an employment policy and a labor market the technique of the law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学（3404）

キーワード：労働法、労働市場法、雇用政策、雇用創出

1. 研究開始当初の背景

(1) 先行研究の状況

雇用政策の法ないし労働市場の法に関する研究は、職業安定法および労働者派遣法の1999年改正の議論を契機に活性化し、その後は企業における日本型雇用システムの転換と外部労働市場における民活導入ないし市場化テストの文脈で先行研究が蓄積した(日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法 第2巻労働市場の機構とルール』(有斐閣、2000年)、「シンポジウム 21世紀の労働法 労働市場と労働法」『日本労働法学会誌』第97号(2001年)等)。また、市場における労働者保護と個人支援の観点から雇用政策法原理を考察し、近時の労働政策を個別に検証する試みが行われている(「雇用政策法の基本原理」『日本労働法学会誌』第103号(2004年)、「特集 労働市場における新しい課題」『季刊労働法』第211号(2005年)、「労働法におけるセーフティネットの再構築」『日本労働法学会誌』第111号(2008年)等)。

(2) 研究予備段階

これら先行研究を参照しながら、応募者紺屋は雇用政策法／労働市場法制を市場の当事者らに適用し誘導・統制するための法技術を考察する作業を続けた結果、たとえば外国人労働者、高齢者、それに若年無業者等を対象とする雇用政策の諸法が有効に機能するための当事者へのインセンティブ付与、助成、あるいはサンクション設定の法技術について、諸外国の法制度を対照させながら調査分析を進めたり、並行して外部団体の調査研究事業を受託し、地域労働市場における若年者の就業支援事業の将来発展性を考察したり、求人企業と求職者のニーズを踏まえた地域雇用政策の提案を行ったりした。

(3) 研究当初の具体的着想

こうした調査研究を進める中で、個別(地域)ミクロレベルにて発見した事実は、

①地域雇用開発促進法等〈雇用創出の法〉によって産み出された地域雇用は短期かつ非正規雇用が中心で、雇用契約の持続安定とは関連しない、

②地域の就業支援行政が進める諸事業は、正規雇用を得る準備として求職者に職業訓練を給付し就業サポートを試みるが、それは地域の雇用実態と整合しない、

③雇用政策法／労働市場法制の先行研究は、雇用創出、就業支援、そして雇用持続ないし定着について十分な関連付けを行っておらず、そのことは新たな雇用政策の立法構想と行政実務に支障を及ぼしかねない、といった諸点である。

そこでこれら①-③の事実を諸外国の先行研究等の参照を交えながらより大きな

レベルで検討し、雇用創出、就業支援、そして雇用安定の相関の実相を次の二つのアプローチにより分析して、総合的実効性の確保策を構想しようとの着想を得た。

2. 研究の目的

(1) 〈雇用創出の法〉〈就業支援の法〉〈雇用安定の法〉について

〈雇用創出の法〉〈就業支援の法〉そして〈雇用安定の法〉は仮概念である。

雇用創出の法には雇用対策法や地域雇用開発促進法を始めとして、雇用機会の創出インセンティブを事業主に与え、労働行政が雇用創出の基本施策を構築する全ての法制度が包含される。

就業支援の法は職業安定法や職業能力開発法、そしてそれらを根拠にする職業訓練事業や就業支援事業の政策制度と理解される。この他、労働者派遣法や高齢者雇用安定法といった実定法が存在し、雇用政策法／労働市場法制を構成する。

この研究では、わが国における関連実定法の立法過程と行政施策の運用変遷に着目しながら整理し、諸外国の雇用政策とその根拠となる制度諸規定から得られる知見を交えて、雇用創出と就業支援の機能役割を抽出・再確認し、〈雇用創出の法〉と〈就業支援の法〉の概念構築、さらに基本原理と両法の制度的整合の理想モデル構築を試みる。

雇用安定の法は、雇用関係を安定・持続させる支援・助成の法と、契約安定のための当事者規律の法となる。公法規制と判例法理や紛争処理ルール等までを含めた私法的規律が混交する領域と予想されるが、雇用創出の法および就業支援の法との実効的な機能相関モデルを探究することを念頭にして、関連諸法の基本構造や法設計思想上の問題点を分析する作業を進めようとした。

(2) 現場目線を入れた研究目的

雇用政策法／労働市場法制は、市場の設計合理性と機能有効性を追求するが、その実効化と親当事者的な具体化については雇用創出、就業支援、そして雇用安定の実践の〈現場〉からフィードバックされた情報や知見により修正および再構築されるところが大きい。この研究では各地の雇用創出／創造協議会、職業紹介事業者(含行政)、職業訓練行政、求人企業等への〈現場〉アプローチを手掛かりにして、雇用創出、就業支援、そして雇用安定に携わる支援者らの事業実態と当事者の行動態様を調査し、雇用機会の形成刺激と雇用関係の成立までを系列的に構成しながら、関連各法の実現と有効化に関する一体性、連続性、協調・連携性の各点に注目した説明・分析を試みようとした。

3. 研究の方法

(1) 全体遂行について

〈雇用創出の法〉〈就業支援の法〉そして〈雇用安定の法〉の概念整理と理論モデル化を目指し、まず関連諸法の制定経緯と各種政策事業の進捗推移について各種資料の集積を図った。同時に各種行政ないし関連事業者における職業訓練や就業支援の先端〈現場〉における事業状況を調査し、雇用成就からその持続安定に至る連続性に注視しながら事業体制上の問題点を探った。諸外国における就業と雇用形成サポートの実例にアプローチを試み、雇用創出と就業支援の具体化に関する多角的検討視座を得ようとした。(が、これは文献およびweb資料の調査で終わる。)

この研究は3ヶ年計画で進められ、期間中途段階で取材調査報告集なる簡易版ペーパーやディスカッションペーパー(右参照)をリリース配布し、先端〈現場〉と研究の相互フィードバックに努めようとした。



(2) 理論的検討

雇用対策法や地域雇用開発促進法等、雇用創出に関する法制度を下部構造すなわち現場レベルでの各種レギュレーションまで含めて調査分析を進めた。

立法過程分析や下部レギュレーションの参照後、両法を根拠に全国自治体が平成20年度中盤までに作成・提出した約150の「地域雇用創出計画」と約100の認定「自発雇用創造地域」の事業計画を手掛かりに、近時の雇用創出の契機と展開を、本来需要型、計画助成型、代替試行型といった分類を通じて、当事者への刺激・誘発、インセンティブ付与、助成の各相関を整理した。ユニークな雇用創出計画が国に評価された自治体等には、ヒアリング調査を通じて雇用創出理論モデル構築のための情報補充を試みた。

また各地の自治体を実施する雇用創出安定事業等の雇用助成金の給付事例を素材にして、新規創出雇用への求職者の充当過程における就業能力、契約内容、助成給付手続等に着眼し、創出から持続・持続安定への法理論モデルを考察した。

これとの関連で上位レベルとなる国の各種雇用助成事業、例えば高年齢者雇用安定事業等を素材に、同様の視点で調査分析を加え、雇用創出から雇用達成までの過程における当事者への奨励・支援の原理をまとめようと試みた。

さらに、〈雇用安定の法〉が雇用政策法/労働市場法制と有効に整合し連続する原理

を探る作業を進めた。紛争解決および防止機能をもつ労働契約法や最低基準法が、雇用の持続・安定を形成するためにどのような機能役割を担うべきか、労働市場に期待される活性/不活性モデルと対照させながら諸外国の情報を基盤にして総合的な考察を試みた。

諸外国の雇用創出プログラムについて資料収集を進めた。イギリスにおける「エンプロイメントゾーン」と民間事業者の雇用開拓については先行研究が概要を説明するが(例えば労働政策研究・研修機構編著「イギリス:雇用政策と地域の再生」『Business labor trend』(2007年2月)等)、ゾーン雇用創出については不明点が多々残されている。web情報やデータ配信サービス等を有効活用し、英ウォリック大やロンドンコネクションズサービス各センター等の研究接点による比較制度研究の支援を得て、同ゾーンにおける雇用創出原理と関連諸規定の作用についての情報収集と分析にあたり、理論的検討をさらに進めた。

(3) 地方自治体の雇用創出現場へ

上記の理論的検討および構築作業は、就業支援と職業能力開発の法領域を同時に対象とするが、この領域においては先端〈現場〉の具体的実像を考証する必要がある。

そこで職業能力技術開発校や民間事業者の就業セミナー等をサンプリングし、支援現場の当事者ヒアリング調査を通じて雇用充足との具体的関連付けの実態を調べた。

「職業訓練および就業支援は求人情勢と非親和的である」が仮説となり、求人=雇用情勢に親和的な支援に取り組む行政、事業者、学校等の技法を探究し、支援の法理論モデルを構築すべく、現場の自治体を回り、時には訓練現場や職業紹介プロセスをも探った。

これら具体的調査にイギリスの職業能力開発制度 Apprenticeship (年齢別技術養成訓練と認証制度)やWBLA(成人向け仕事学習プログラム)の実体分析をクロスさせようとした。同国でも職業教育訓練から雇用成就への連続性は必ず確保されている訳ではないものの、両制度とニューディール政策は特定の年齢層に高就業率をマークしている(ただしこの部分はヒアリングまで進めなかった)。

いずれにせよ当事者への連続かつ一体支援構造を見出し、就業支援の基本原則と法技術を考察しようと苦心した。

4. 研究成果

(1) 〈雇用創出の法〉〈就業支援の法〉〈雇用安定の法〉のモデル化について

これら各概念の完全モデル構築には至っていないが、各地方自治体等の作成提出した「地域雇用創出計画」や「自発雇用創造地域」

の事業計画を手掛かりに、近時の雇用創出の契機と展開と、当事者への刺激・誘発、インセンティブ付与、助成の各相関の実態を整理し、ペーパー等（3（1）参照）にして研究講演や公開シンポジウムで発表した（↓）。

また、就業支援や雇用安定の事業者サイドの調査を通じて特に岩手県や盛岡市の雇用創出事業担当者らと密なヒアリングを重ね、セカンダリーな背後事情を含めた雇用創出／就業支援・意欲刺激／雇用持続の各ステージの実態調査を進めることが出来、ここからさらに副次的な成果を得た（次項（2））。



紛争解決および防止機能をもつ労働契約法や最低基準法が、雇用の持続・安定を形成するためにどのような機能役割を担うべきかについては、5. 部分掲載の各論文等としてまとめられた。

（2）次の研究基盤創出へー地域雇用実現の法モデル構築ー

求人＝雇用情勢に親和的な支援に取り組む行政、事業者、学校等の技法を探究し、支援の法理論モデルの構築に一応の見通しを立て、これを次年度以降の研究課題（「雇用対策事業を有効具体化する法技術ー地域〈雇用実現の法〉を構築するー」文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号：24530062）へと架橋した。

同研究では、地方自治体の今後の雇用創出事業に、この研究で得られた、創出、支援、持続の連続プロセスを重視した新雇用創出アイデアを含め、その事業効果を検証するプログラムを予定している。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件） 主要なものを記載

①紺屋博昭，待機派遣労働者の整理解雇ーテクノプロ・エンジニアリング事件ー，平成23年度重要判例解説・有斐閣，Vol.ジュリスト4月臨時増刊，No.1440号，査読無，(2012)，pp.238-239.

②紺屋博昭，職業安定法や労働者派遣法に反する派遣実態の法的評価、そして各当事者間の契約内容〈形成〉の当否ー松下プラズマディスプレイ（パスコ）事件，『法律時報』・日本評論社，Vol.83，No.1，査読無，(2011)，

pp.118-121.

③紺屋博昭，外国人研修・実習制度における労働関係の実態的判断，『法学セミナー増刊速報判例解説』・日本評論社，Vol.6，査読無，(2010)，pp.241-244.

④紺屋博昭，事業所閉鎖による解雇とグループ企業内の別事業所における新規労働契約の成立判断ーショウ・コーポレーション（魚沼中央自動車学校）事件・東京高裁判決（平成20年12月25日），『労働法律旬報』・旬報社，第1713号，査読無，(2010)，pp.20-24.

⑤紺屋博昭，信金労組役員の懲戒解雇、同解雇が無効とされた後の就労拒絶、そして同信金代表理事らの善管注意義務および忠実義務，『労働判例解説集』・日本評論社 法律時報「労働判例研究」編集委員会編，Vol.2，査読無，(2009)，pp.266-270.

⑥紺屋博昭，転職不成立となった場合の『始期付解約権留保付雇用契約』を手掛かりとした調整の是非ーインターネット総合研究所事件（東京地裁平成20年6月27日判決），『法律時報』・日本評論社，Vol.81，No.11，査読無，(2009)，pp.131-134.

〔図書〕（計1件）

紺屋博昭，地方／青森の雇用について，恒星社厚生閣，山口恵子＝羽瀧一代編『故郷サバイバル』，(2012)，nnn-nnn，近刊.

〔その他〕

(1) 報道関連情報
地域雇用に関する報道向けコメント等（右資料参照）

(2) アウトリーチ情報
紺屋博昭＝INS 雇用研究会会長
<http://www.ins.ccrd.iwate-u.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

紺屋博昭（KONYA Hiroaki）鹿兒島大学・大学院司法政策研究科・准教授

研究者番号：30344584

